

(様式第7号)

秘密保持に関する覚書

三重県農業研究所(以下、「甲」という)と〇〇〇〇株式会社(以下、「乙」という)とは、
_____に関する共同研究の実施に向けた検討(以下、「本検討」という)のため、相互に技術的知見を開示するにあたり、次のとおり覚書を締結するものとする。

第1条 (定義)

1. 「秘密情報」とは、甲及び乙が相互に開示した本検討に直接的に関連する情報及び相互の接触交流により知り得た相手方当事者の組織内情報であって、書面等の有体物の形で提供され、且つ開示年月日及び「秘密」である旨の表示がなされているものを指す。なお、口頭にて開示された情報であっても、30日以内に書面等に有体物化され、且つ開示年月日及び「秘密」である旨の表示がなされたものも含む。

ただし、次のものは秘密情報から除外する。

- (1) 開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から入手していたもの。
- (2) 開示を受けた後、守秘義務を負うことなく第三者より入手したもの。
- (3) 開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの。
- (4) 開示と受けた後、甲乙それぞれの責によらないで、公知又は公用となったもの。
- (5) 開示を受けた後、本覚書と関係なく独自に創出したもの。

2. 「追加開示対象者」とは、甲及び乙が本検討を行うに際し、本覚書当事者以外に秘密情報の開示が必要であると互いに認めたものを指す。追加開示対象者の指定及び承認は、秘密情報の開示前に文書にて行われなければならない。

第2条 (守秘義務)

甲及び乙は、相手方当事者から得た秘密情報を、相手方当事者の事前の文書による承諾なしに、第三者に漏洩してはならない。

第3条 (目的外の使用禁止)

甲及び乙は、相手方当事者から得た秘密情報を、相手方当事者の事前の文書による承諾なしに、本検討以外の目的に使用してはならない。

第4条（追加開示対象者との連帯責任）

1. 甲及び乙の追加開示対象者は、以下とする。
 - (1) 甲の指定者：
 - (2) 乙の指定者：
2. 甲及び乙は、自己が指定した追加開示対象者に対して、前2条にて課せられているものと同等の義務を課すものとし、相手方当事者に対して追加開示対象者に連帯して責任を負うものとする。

第5条（損害賠償）

甲又は乙は、秘密情報の漏洩により、どちらか一方の当事者が損害を被った場合、その原因が自己の本覚書に違背することが明確である限りにおいて、相手方当事者に対し損害賠償の責を負うものとする。

第6条（有効期間）

1. 本覚書の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日とする。
2. 前項の規定にかかわらず、第2条から第5条及び第7条第2項の規定は、本覚書を締結した日から3年間効力を有する。
3. 甲及び乙は、本覚書の有効期間終了後、入手した秘密情報並びに複製及び複製したものを含み、速やかに相手方当事者に返却する。ただし、甲及び乙が本検討により共同研究の実施に合意した場合は、相手方当事者から得た秘密情報の取扱について協議するものとする。

第7条（本覚書の途中解除）

1. 甲及び乙は、本検討の結果、共同研究に至らないとした場合、本覚書を解除し、入手した秘密情報並びに複製及び複製したものを含み、速やかに相手方当事者に返却する。
2. 前項の場合においても、本覚書の解除前に知り得た秘密情報については、本覚書の定めに従い秘密を保持するものとする。

第8条（情報公開）

文書等の公開については、秘密情報であっても、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例42号)に定めるところとする。

第9条（協議）

本覚書に定めのない事項または疑義が生じた事項は、信義誠実の原則に基づき、
甲乙協議のうえ決定する。

第10条（管轄裁判所）

本覚書に関する訴訟に関しては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄
裁判所とする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

三重県松阪市嬉野川北町530番地
(甲) 三重県農業研究所
所長 ○○○○ 印

(住所) ○〇県○〇市○○○○番地
(乙) ○○○○株式会社
(役職及び氏名) ○○○○ 印